



道路交通法改正（令和8年4月1日～）

仮免許取得等の年齢要件が
引き下げられました

準中型免許、普通免許の仮免許の交付と、準中型免許、普通免許試験の受験資格の年齢要件が17歳6か月に引き下げられました。

※ 運転免許試験に合格しても、運転免許の交付は18歳以降

注意!

合格後であっても、運転免許証が交付されるまでの間は車を運転することはできません。

17歳6か月

準中型免許／普通免許

- ・ 仮免許の交付
- ・ 試験の受験資格



運転免許試験合格

18歳

運転免許証
交付

中型・準中型免許等にも
AT限定免許の導入

A T限定免許があったのは普通免許と普通二種免許だけでしたが、この二つの免許以外にもA T限定免許が導入されます。

- 令和8年4月～ 中型、準中型、中型二種
- 令和9年4月～ 大型
- 令和9年10月～ 大型二種



X(エックス)で情報を発信しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

- ◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。
- ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

